令和８年（フ）第４７号
長野市中条御山里4114番地
破産者　北澤美知江
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
長野県飯田市松尾寺所7050番地３
破産者　三村　遼央
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第２０号
島根県浜田市殿町62番地７（１Ｆ）、住民票上の前住所島根県浜田市長沢町3266番地
破産者　黒木　綾太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第３７号
北九州市八幡西区御開４丁目６番１号（203）
破産者　植田　孝代
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８４号
北九州市小倉北区末広１丁目14番15号
破産者　菊田　真一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５号
大分県日田市大山町西大山6089番地１、前住所大分県日田市大字北豆田1231番地７
破産者　宝谷　未里
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第１３７号
鹿児島県志布志市有明町蓬原1074番地５、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目30番８号
破産者　寿司・和食きらくこと　坂下　春夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６３号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田3493番地３
破産者　新川　友春
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６７号
鹿児島県曽於市末吉町二之方3990番地３、前住所宮崎県都城市都島町252番地３
破産者　大石　利夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第４９１号
札幌市豊平区美園９条５丁目３番３－202号
破産者　多田菜々美（旧姓斉藤）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５３１号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番４－506号、開始決定時の住所札幌市中央区南14条西13丁目１番33－403号
破産者　能呂　春花
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０７号
北海道江別市東野幌本町７番地の53　クィート野幌
破産者　川尻　達也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１８８号
札幌市清田区北野５条５丁目14番15号
破産者　村上　義雄
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３８号
札幌市北区篠路町上篠路60番地26
破産者　近藤　隆之（旧姓佐々木）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５号
北海道砂川市吉野４条南５丁目２番６号
破産者　多地　健司
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第８号
北海道沙流郡日高町門別本町12番地の４
破産者　菊池　拓真
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
北海道旭川市東光９条６丁目５番２号
破産者　柿崎　能成
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
茨城県日立市弁天町２丁目21－９　フレックスＭ202号室、開始決定時の住所茨城県土浦市神立中央二丁目１番22号　カーサ・ラフレシールＡ102
破産者　黒川　耕平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１６０号
茨城県稲敷郡阿見町大字大室68番地１　グリーンヒルズ曙Ａ－203
破産者　遠藤　　聡（旧姓上杉）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係